府令

○内閣府令第九十六号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月一日　内閣総理大臣　石破　茂

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公正取引課の所掌事務） **第十八条**　公正取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　略］ 八　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関すること。 九～十六　［略］	（公正取引課の所掌事務） **第十八条**　公正取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　同上］ ［号を加える。］ 八～十五　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

○内閣府令第九十七号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月一日　内閣総理大臣　石破　茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第四章　略］ 第五章　運転免許及び運転免許試験（第十五条の二―第三十一条の四の九） ［第六章～第九章　略］ 附則	目次 ［第一章～第四章　同上］ 第五章　運転免許及び運転免許試験（第十五条の二―第三十一条の四の四） ［第六章～第九章　同上］ 附則